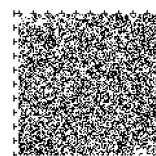


## 第4部 計画の推進体制



## 1 計画の広報・周知

### (1) 市民・地域への周知・情報伝達

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。計画書概要版の配布やホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。特に、障害や障害のある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取組は、地域との連携や地域住民の主体的な取組が不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

### (2) 障害のある人やその家族への周知・情報伝達

障害のある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

## 2 計画の推進

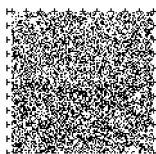
### (1) 障害福祉サービス等の円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や西三河南部西圏域の市と共に連携して提供体制の充実に取り組みます。

### (2) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、福祉総務課が中心となり、保健、医療等の福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等、障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。



### (3) 団体、事業者、その他専門機関等の関係機関との連携

障害者施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、公共職業安定所等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

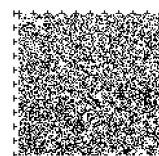
また、自立支援協議会や随時開催する各部会は各関係機関が一堂に会する場であるため、現状・課題の共有や、今後の取組の協議の場として機能するよう運営を行います。自立支援協議会の各部会では、就労支援、相談支援、障害児支援等の具体的な協議を行うとともに各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化を図ることができるよう支援します。

### (4) 国や県、近隣市町との連携

本計画は、国の法律、制度、県の方向性等を踏まえて策定しているため、国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、西三河南部西圏域の市をはじめ、近隣市や県との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

### (5) 国の動向に対応した見直し、変更点等の周知について

今後、国から障害者制度に関する改正等があった場合、その内容を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。本計画の内容に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関、団体等に周知します。



### 3 計画の進捗管理

#### (1) 計画の進捗管理手法について

本計画を着実に実行していくため、第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画の成果目標の達成状況をはじめとして、PDCAサイクルに基づいて毎年、進捗状況の定期的な確認を行います。その結果について、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会に報告し、市民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。

#### (2) 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる推進組織を設置し、定期的な協議を行います。

